



予防接種

ワクチンで防げる(かかっても重症化を防げる)病気は、積極的に予防接種を受けましょう。

予防接種を受ける場合、以下の点に注意してください。

- 市内の指定医療機関で受ける場合 → 指定医療機関 P8~9 に予約してください。
 - 市外(県内)で受ける場合 → 医療機関によっては、事前に申請が必要な場合もあります。
 - 県外で受ける場合 → 必ず事前に申請が必要です。(手続きに2週間以上要する場合がありますため、早めに申請をしてください。)
- 健康推進課、保健センター(ハピネス)または各支所[保健師等の窓口]で事前に申請してください。

◎ 子どもの予防接種

持ち物

母子健康手帳・すくすく手帳に綴っている予診票

※忘れた場合は、予防接種が受けられませんので、必ず持参してください。

★ご注意

●原則、被接種者が13歳未満は保護者の同伴が必要です。保護者が同伴できない場合は委任状(予診票裏面)がないと接種できません。

病気などで定期接種の期間内に接種が出来ない場合は、保健センター(ハピネス)または各支所[保健師等の窓口]へご相談ください。

定期予防接種においては接種間隔や接種回数等の間違いがあった場合、全額自己負担となる場合があります。

※定期予防接種とは、法律で定められた予防接種のことです。

定期予防接種の対象疾病の一覧及び接種時期についてはQRコードより確認できます。



◎ 高齢者の予防接種

●接種日に満60~65歳未満の人で、以下の基準に該当する人は定期接種の対象になります。

①心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害がある人(心臓、腎臓、呼吸器の身体障害者手帳1級相当の人)

・身体障害者手帳(1級)を医療機関で提示して接種を受けてください。

・身体障害者手帳1級相当の人は、かかりつけ医による「被接種者該当事由書」があれば定期接種として受けられます。

②ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人

・かかりつけ医による「被接種者該当事由書」があれば定期接種として受けられます。

●生活保護世帯の人および中国残留邦人等支援給付受給世帯の人は自己負担金が免除されます。

・必ず接種される1週間前(開庁日)までに健康推進課、保健センター(ハピネス)または各支所[保健師等の窓口]で申請をしてください。

持ち物

マイナンバーカードなど本人確認ができるもの(予診票は、市内の医療機関にあります。)

高齢者肺炎球菌(不活化ワクチン)

対象者 接種日に満65歳の人

※今までに23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある人は、定期接種の対象となりません。

- 満66歳の誕生日前日まで
- 1回
- 自己負担金 2,500円(接種費用のうち6,130円は市が負担します。)
- 予診票

高齢者インフルエンザ(不活化ワクチン)

- 対象者 接種日に満65歳以上の人
- 期間 令和7年10月1日(水)~令和7年12月31日(水)
- 回数 1回
- 費用 自己負担金 2,000円(接種費用のうち2,760円は市が負担します。)

新型コロナウイルス

- 対象者 接種日に満65歳以上の人
- 期間 令和7年秋冬頃
- 回数 1回
- 費用 未定

※詳しくは秋頃に市広報誌、市ホームページ等でお知らせします。

風しん予防接種(費用助成)

- 対象者 「滋賀県風しん抗体検査」の結果、医師により予防接種が必要と判断された①又は②の人
 - ①妊娠を希望する女性
 - ②抗体価が低い妊婦の同居人
- 助成額 風しん、麻しん風しん混合ワクチン(MR)予防接種費用の半額(上限7,000円)
 - ※生活保護世帯の人は全額(上限10,000円)
- 期間 令和7年3月1日(土)~令和8年3月31日(火)までに県の抗体検査を受け、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までに予防接種を完了してください。
- 助成回数 1回